

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び千葉市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月27日

千葉市長 神谷 俊一

千葉県規則第41号

市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則及び千葉県副市長事務分担規則の一部を改正する規則

(市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第1条 市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成21年千葉県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第2号中「緒方真友美」を「青柳太」に改める。

(千葉県副市長事務分担規則の一部改正)

第2条 千葉県副市長事務分担規則(平成21年千葉県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表大木正人の項中「、環境局、経済農政局、都市局、建設局及び水道局」を「、市民局、保健福祉局、こども未来局、区役所、病院局及び会計室」に改め、「並びに」の次に「教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、」を加え、「、農業委員会事務局」を削り、同表緒方真友美の項中「緒方真友美」を「青柳太」に、「市民局、保健福祉局、こども未来局、区役所」を「環境局、経済農政局、都市局、建設局」に、「、病院局及び会計室」を「及び水道局」に、「教育委員会事務局及び選挙管理委員会事務局」を「農業委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。